

第5回知多市立地適正化計画策定委員会 議事録

開催日時：令和2年12月4日（金） 午後1時30分～2時20分

開催場所：知多市役所3階 協議会室

出席者（委員）：12名

（事務局）：6名

議事内容

1. 開会
2. 議題
 - (1) 第4回策定委員会以降の意見と対応方針について
 - (2) 立地適正化計画（案）について
 - (3) 届出の手引き（案）について
3. その他
4. 閉会

2. 議題

【議題1 第4回策定委員会以降の意見と対応方針について】

意見、質疑はなし。

【議題2 立地適正化計画（案）について】

委員： パブリックコメントの意見は、匿名で募集しているのか、また、意見に対する回答については、提出した方宛に個々にメール等で返信をするのか。

事務局： 意見は匿名ではなく、氏名、住所を記入の上回答いただいている。パブリックコメントの意見と市の考えについては、ホームページで公開することを予定しており、個別に回答することはしない。

委員長： 仮に、計画の策定後に意見が来た場合は、次の立地適正化計画を改定する際に、検討すべき事項は検討をする、そのまま継続すべき方針は残していくという対応になるのではないかなと思う。

委員長： パブリックコメントの実施結果(案)の6ページの23番の意見について、「予測マップの配布」の実施時期が20年後までにしますとしか読み取れないという意見は、なるほどと思った。20年先まで矢印を引いているが、誤解されないよう、図中の表記の「周知」を「随時更新」や「随時実施」と記載してはどうか。

事務局： ご指摘の通り、表記の修正を検討する。

委員： パブリックコメントの意見を受けて、計画書の内容について修正をした箇所はあるのか。

事務局： 先ほどの予測マップの配布に関する修正以外は、「市の考え」で整理させていただいたとおりであり、修正せず原文のままとする。

【議題3 届出の手引き（案）について】

委員： 今回の計画では、市役所が誘導施設となっているが、仮に市役所が移転する場合にも、届出を出す必要があるのか。

事務局： 市役所の場合は、朝倉駅周辺整備事業に伴う移転を想定しており、都市機能誘導区域内の移転となるため、届出の対象とはならない。仮に、都市機能誘導区域外に移転となれば、市役所であっても手続きの上は、届出を出す必要がある。

委員長： いただいた意見に対応する修正を事務局で検討し、委員長や意見を出した委員への説明を行うことを前提として、今回の知多市立地適正化計画（案）を本委員会の最終案とする。

以上